

松山家庭裁判所委員会議事概要（第35回）

1 日時

令和3年2月1日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

小倉健嗣，小林保一，高橋隆司，武智俊和，千葉和則，寺田利彦，福永宏，村田純一郎（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

奥野首席家庭裁判所調査官，山崎首席書記官，前田事務局長，水野訟廷管理官，高橋主任書記官，神野総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）委員長選任

（3）テーマ「成年後見制度の利用促進に向けた関係機関等との連携について」

裁判所の事務担当者から，成年後見制度に関する家事手続案内の際に使用しているDVDの一部を上映した後，パワーポイントを使用して「県内における制度の利用状況とその特徴」，「司法機関としての権能と利用促進基本計画開始前までの運用の振り返り」，「利用促進基本計画の内容とその運用における松山家裁での取組等」について説明した。

（4）新任委員紹介

（5）意見交換

- 先ほどの説明内容について，御質問等がございますか。
- 先ほどの説明の中の「利用者数」のところで，年々徐々に増加しているのは分かったが，この数字は，新規に利用する方の分が増える一方で，既に利用し

ている方で亡くなられた等で外れてしまう方もいるので、その差し引きの合計数ということか。

一般的なケースというか代表的なケースでよいが、どのような人が後見人に選ばれているのか。また、被後見人等の本人が亡くなった後の遺産は、どのように処理されるのか、誰に引き継がれるのか。

- 利用者数は、新規に増える方もいれば、亡くなって手続から外れていく方もいる。比較すれば、新規に利用する方のほうが多いので、年々徐々に合計数が増加しているということになる。

後見人には、本人の身内の方が選ばれることもあれば、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が選任されることもある。

制度の利用が終わった後の財産は、相続人の方に引き継がれるということになる。相続人のうちのどなたかに引き継がれて、遺産分割等がされていくということになる。

- 補足すると、後見人にはどのような方が選任されることが多いのかという点であるが、大きく分けると、親族の方が選ばれる場合と弁護士とか第三者の専門職と言われる方が選ばれるケースの2つがある。申立ての際に、本人の配偶者や親族の方が後見人の候補者として挙がっている場合があり、支障がなければその方を選任することが多い。しかし、候補者として親族の方が挙げられることが比較的少数となっており、全国的に見ても約2割程度になっている。親族の方が候補として挙がっているときには、本人の財産状況、候補者の方の年齢や能力、本人との間の利害関係の有無、親族間の対立の有無等の事情を考慮して、場合によっては第三者を選任するということもある。残りの8割ぐらいは、そもそも親族ではない方が候補者とされたり、候補者が白紙という場合もあり、そういう場合には裁判所において、申立ての動機や、財産状況を考慮して、適宜専門職団体に候補者の推薦を依頼するということになる。その専門職というのは、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士といった方々に

なる。遺産分割とか法的な課題が多い場合には、弁護士や司法書士が選ばれることが多くなり、一方で、遺産分割などの問題がなければ、福祉的な面から社会福祉士や精神保健福祉士が選ばれることが多くなる。

- 被後見人の中では、認知症の方が多いとのことだが、そうなると比較的高齢の方が多いのではないかと思われる。比較的若い方で後見人が選任されているという事例はあるか。
- 傾向としては認知症の方が多いので、年齢的には高齢の方が多くなると思われる。統計的な数値に基づくものではないが、若いと言っても中年や壮年と言われる年代の方になるが、例がないわけではない。比較的若年で認知症を発症される方もいるし、様々な精神疾患によって後見人が選任されることもある。他に交通事故によって脳機能障害となって選任されるということもある。総合的に見て、代表例が認知症であり、高齢者が多いということはいえる。
- 先ほどの説明では、「中核機関」に随分期待がかかっていると思ったが、もう少し後見人に対する中核機関の支援機能等について具体的に説明願いたい。
- 利用促進計画が開始されるまでは、福祉面において、後見人が相談に行く所がないために、どうしても裁判所に相談に来られていた。裁判所は、後見人の行為が裁量権を逸脱しているか否かという法的な観点での相談になり、福祉面では専門的な知見を有していないということもあって、その結果が本人にとってベストな選択になっているかという点では疑問があった。そうなると制度自体が本人にとってメリットのある手続とはいえないということになり、福祉面を充実させるべき行政において、専門職でネットワークを作って、そのチームの中で知恵を出し合って後見人を支援していくことが必要となり、それを担うのが中核機関であると考えられるようになった。中核機関の役割は、非常に広いものがあって、相談体制を整えて、制度利用の申立てに繋がるように早期に支援していくとか、申立ての際には適切な後見人を見つけて推薦する（マッチング）とか、選任された後見人のニーズや福祉面での疑問を把握してアドバイ

スをするとか、後見人が体調を崩していたり、役目を十分に果たせそうにないといった情報等を裁判所に伝えていただくという連携も期待されている。

○ 私は民生児童委員をしているので、私も何らかの形で関われるのではないかと考えた。

■ 裁判所でも後見制度が始まって以降、いろいろと取組をしてきてはいるが、裁判所も全国津々浦々にあるわけではない一方で、自治体はまさに住民の一人一人と繋がりがあがる。後見人の成り手がなかなかいないとなれば、専門職である弁護士や司法書士にお願いしようと思っても、都市部はまだ良いとしても周辺地域になるとそういう方も少ないということで、誰に頼んでいいのかわからないということがある。今、取組が始まっている市民後見人という市民の中の第三者の方を後見人として推薦してもらって、裁判所もそういう方から選ぶとなれば、専門知識が専門職に比べると十分ではない面もあるため、市民後見人へのサポートが必要になり、その体制を整えるのが中核機関とされているので、裁判所もこの中核機関と連携していく必要があると考えている。

○ これまでの説明で、利用促進においては、中核機関の設置ということがかなり重要だということは分かった。現時点では四国中央市と久万高原町に設置されているということだが、愛媛県全体での割合でいえば10分の1程度となっている。全国ベースでは、1741のうち約3分の1程度ということであり、数字的にはかなり厳しい状況だと思った。家裁としては、市町を巻き込んだこれまでの取組において、何か工夫をしたり、知恵を出しているとは思いますが、国や県の所管機関と連携したり、市町への周知広報などの取組をされているのかどうか、また違った形でのアプローチも必要ではないか。

成年後見で、四国中央市での利用者は58名、久万高原町では15名となっている。中核機関を設置したことによる数字的な成果や効果は出ているのか。

○ 中核機関の設置が進んでいないという点において、裁判所がどのような取組をしていくべきかという点だが、47都道府県に家裁があって各市町に

働きかけを行っているところである。様々な取組例が裁判所の中でも共有されているが、代表的なものは地域の自治体と協議をして裁判所からも情報提供したり、進捗状況をうかがったりして、意見交換をしている。自治体の中で、中核機関の設置に向けて専門職団体等と様々な協議をする等の取組もされていて、その場に裁判所もオブザーバーとして参加して、アドバイスできることがあれば積極的に行い、場合によっては統計的な数値を提供したり、このような課題があるといった情報提供もしている。中核機関ができると、そこで後見人からの相談を受けて、様々な支援をしていただくことになるので、これまで後見人から裁判所に対してどのような相談がされていたのかといった情報提供をすることもある。このようにいろいろな形で足を運んだり、関わってきているが、中核機関の設置というのは、行政の責任ということで、行政機関の中で目標や課題を設定して、優先順位を付けて、期間内のどこで達成していくかという判断がされていると思う。裁判所から早く設置してくださいというだけでは、なかなか進まないのので、各自治体が抱えている課題を共有しながら、必要な範囲で裁判所が関わっていくということが必要だと考えている。

■ 自治体によっては、やはり取組が進んでいる自治体となかなか進んでいない自治体もあり、濃淡様々である。そういう中で、全自治体を対象に協議会をすると、どうしても進んでいる自治体は発表してくれるが、進んでいない自治体からはあまり意見が出てこない。あまり進んでいない自治体とは、少し小さな規模の会を設けて、自由に発言していただいたり、相談してもらったりしている。全体の会議では、進んでいる自治体の取組例が紹介されて、他の自治体がそれを聞いて参考にできる機会になっている。それらと組み合わせて、自分たちの取組状況も認識していただきながら設置に向けて進めていただきたいと考えている。

○ 四国中央市と久万高原町では中核機関ができたことによって効果が表れているかという点だが、結論から言うと、昨年できたばかりということもあり、現

時点ではまだ分からない。これから本格的に始まっていくという段階であり、長い目で見れば効果が出てくると考えている。相談広報機能から始めて、徐々に他の機能を充実させていくことになると思うので、現時点で数字に表れるというのは難しいと思っている。

人の判断能力も急になくなるわけではなく、徐々になくなっていくことが多いので、早い段階からサポートが入って、補助から始まって、保佐、後見と移っていくのが理想だと思うが、現状ではこの3つの中でどれが一番多く利用されているかという後見が8割から9割という状況である。後見に至るまでは、家族の方が事実上看ていて、いざ銀行に行って本人のお金を下ろそうと思ったら、この状態では下ろせません、裁判所に後見制度があるのでそれを利用してくださいと言われて、初めて裁判所に行くという形が多い。どちらかという必要に迫られてとか、どうしようもなくなって判断能力もない状態になってしまって、本人のためというよりも家族のために裁判所にくるということで、それでは制度としてだめだと思っている。今後は、家族のためというよりも、本人のために早い段階から制度の利用と支援に結び付けていこうというのが計画の理念であり、その理念どおりに進むということは、中核機関がきちんと整備されて、少し判断能力が衰えてきた頃から、早めに気づいてサポートが入るといった態勢にならないと数字には表れてこないと思っている。個人的な意見にはなるが、本当の意味で数字的に効果が表れてくるのは、もう少し先なのかなと思っている。

- 70歳以上になると銀行の窓口で多額の引き出しができなくて、断られたりするのですが、周りに家族がいればいいのかと思うが、いなければこういう制度が利用できるのかなと思った。中核機関の名称だが、中核機関に関する説明では、権利擁護センターを含むと書かれていた。最近いろんな機関が条文上の名称と異なっていて、看板と中身が一致しないことが多い。例えば、愛媛県でも児童相談所という名称が使われていなかったり、看板からは中身が分かりにくいと

いうことが多い。比較的耳当たりの良い名前が多い一方で、子供の施設かと思っ
て行ったら、お年寄りの施設だったということもある。できれば、中核機関
の名称も分かりやすいもので統一した方がよいのではないか。

○ 中核機関の名称として、分かりにくいのはどうかとは思う。中核機関という
名称は、利用促進法や利用促進計画で言われているものなので、実際にできる
までは、何とかセンターというものが多と思う。権利擁護センターというの
は、元々本制度とは別に設けられたものだが、中核機関の設置パターンは、い
ろいろなものが認められていることもあり、一から作るパターンもあれば、自
治体間での体力差もあるので、元々権利擁護センターが整備されている所であ
れば、そこをベースに広げていくというパターンもあって、権利擁護センター
を含むという説明になっている。元々あったものを利用して中核機関を整備す
るか、一から立ち上げるかは、各自治体によって異なり、統一されていないの
で、新たに設置されたセンターがどのような名称になっているかは把握してい
ない。

○ 私の父は、認知症を数年間患った後、他界した。その過程で、私の兄弟の間
でもこの成年後見制度を使おうというところまで行っていたが、最終的に使う
ことはなかった。その使わなかった理由を挙げてみれば、逆にその利用促進の
ヒントになるのではないかと思ったので紹介したい。私の父は、最初はデイサ
ービスを利用していたが、徐々に症状のステージが上がっていき、最後には認
知症で話もできない状態となって他界した。私のみが地元にいるので、何とか
私が頑張ろうと思って、弁護士に相談したところ、ずっと生き続ける限り、後
見人への報酬として月数万円はかかると言われ、それなら私が後見人的な役割
を果たせば何とかなると思った。成年後見制度については、ぎりぎりになるま
で知らなかったということもある。もう少し早く知っていれば、別の展開があ
ったかもしれない。私は、父の関係で週に1回は施設の方と関わっていた。そ
のような施設の方にも働きかけをされているようだが、介護関係の方から、認

知症になる前にこういう制度について紹介を受けていれば、また違っていたかもしれない。今回、自治体が中核機関を作って、裁判所と連携していくということも初めて知ったので、思っているよりは使いやすくてハードルは高くない制度だという広報を進めていく必要があるのではないか。そしてキーマンになるのは、施設の方ではないか。

- 制度の周知という点では、まだまだ十分ではない面がある。施設の方が多くの症例を見ているわけで、そのような方に本制度について御理解をいただければ、確かにもう少し早い段階から、後見に限らず、保佐、補助の制度を利用できる可能性が高くなるので、これらの方々への周知が利用促進につながるのではないか。

利用においては、費用の問題もあることは自身の経験から感じたところである。専門職の後見人だと高めの費用がかかってしまう面がある一方で、市民後見人とか親族後見人であれば費用もそんなにかからないので、隘路となっている費用の点については裁判所としても解消していく必要がある。

- 制度の周知が不十分であったり、費用がかかるので、できるところまでは親族で何とかしようということになってしまう。できるところまでは自分達で何とかしようとするのは、費用に見合ったメリットを提供できていないか、周知できていないということだと思う。どうしてもこれまでは財産管理面が中心となり、お金の支出を管理する、家計簿をつけるといったことを親族に代わって第三者がしたり、不正な支出がないかをチェックされるという後ろ向きで監視されるようなイメージがあるので、それを上回るメリットがないとだめだと思う。それらが中核機関やネットワークの課題ともいえる。単にお金を管理するだけではなくて、例えばこういうサービスを利用することができるとか、費用についてはこういう助成を受けられるとか、購入ではなくてリースを受けられるとか、専門職といっても福祉面での専門職が入ることによって、こういったサービスを受けられれば、本人にとっても生活の質が上がるので、たくさん

のメリットがあるから、本人のためにきちんと使ってあげたいという制度になる。今はまだそこまで行っていないのが現状で、利用の促進ができていない状態だといえる。

- 仮に親族の全員が本人の近くにいなければ、本制度を利用することになったと思う。結局のところ、必要性があるか否かに加え、費用対効果の面で魅力があるかということになる。これまでの説明で、自治体と様々な機関が制度の拡充のために相まって取り組まれているということはよく分かったが、そういった制度のメリットや便利さを発信していくことで、月に二、三万円の費用も惜しくはないと考えたり、利用者の数も増えていくのではないか。更に利用促進に向けた広報を続けていただきたい。

(6) 次回テーマについて

「家事調停の運営と実情について」

(7) 次回期日について

令和3年6月28日（月）午後1時30分